

# 「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」設置要綱

令和6年4月1日制定（建設局長決裁）

## （名称）

第1条 この会は、「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## （趣旨）

第2条 検討会では、持続可能な生活道路における除排雪の在り方等について検討するために、幅広い見地からの意見聴取及び意見交換を行うことを目的とする。

2 検討会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

## （組織）

第3条 検討会の委員は、専門知識を有する者、その他雪対策室長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、事前に雪対策室長の了承を得たうえで、代理の者を出席させることができる。

## （任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和7年3月28日までとする。

## （座長）

第5条 検討会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会の議長となり、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

## （検討会）

第6条 検討会は、必要の都度建設局長が招集する。

## （謝礼）

第7条 検討会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

## （庶務）

第8条 この要綱に定めるものの他、検討会に関する庶務は、建設局土木部雪対策室事業調整担当課において行う。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、建設局長が定める。

## 附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。